

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者：訪問看護ステーション ベすと

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ベすと
所在地	東京都小金井市桜町2-12-32 セレーサ小金井102
連絡先	042-316-3433
管理者名	坂本 美和
サービス種類	訪問看護・リハビリテーション
介護保険指定番号	1364190015号
サービス提供地域	小金井市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	(月曜日～金曜日) 午前9:00～午後5:00
土曜日	休み
定休日	日曜日・祝日、夏季(7月～9月間の会社規定による)2日間、 年末年始(12月29日～1月3日)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師および准看護師	3名	3名	8名
理学療法士	理学療法士	5名	3名	8名
作業療法士	作業療法士	4名	0名	4名
言語聴覚士	言語聴覚士	1名	1名	2名
介護福祉士	介護福祉士	1名	0名	1名

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 042-316-3433

担当部署 : 相談・苦情・キャンセル

担当者 : 坂本 千寿子

受付時間 : 午前9:00～午後5:00 (月曜日～金曜日)

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

*当事業所以外に、市役所等の苦情窓口に苦情を伝えることができます。

小金井市福祉サービス 苦情調査委員	所在地 : 小金井市本町6-6-3 市役所第二庁舎8階
	電話番号 : 042-383-1225
	対応時間 : 毎週水曜日(13:00～17:00) (受付時間は 8:30～17:00 祝日、年末年始を除く月～金)
東京都国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 : 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
	電話番号 : 03-6238-0173
	対応時間 : 9:00-17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く)

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを実施いたします。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用料金 ・ ・ ・ ・ ・ 別紙1 参照

(2) キャンセル料金

①ご利用日当日の朝 9 時までにご連絡があった場合	無料
②訪問時間までにご連絡がなかった場合	当該料金の 50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合は交通費を徴収致します。

事業所から直線距離にて 8 キロ以上の場合、当社最寄り駅から利用者宅最寄り駅の公共機関利用時の片道分1 回とする。

(4) やむを得ず有料の駐車場を使用する場合は、利用料を徴収させていただきます。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 1 0 日までに請求しますので、3 0 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題が発生した場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）【別紙2に記載】が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。【別紙3へ記入】

7 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しません。
- ② 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されています。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

【 会社の概要 】

社 名 株式会社Grand Life
資本金 3, 000, 000円
社員数 5名
設 立 平成22年 12月
所在地 東京都小金井市本町4-4-5
代表者 田村 利治

【 事業内容 】

訪問看護

【事業者】

住 所：東京都小金井市本町4-4-5
社 名：株式会社Grand Life
代 表 者：田村 利治

印

【事業所】

住 所：東京都小金井市桜町2-12-32 セレーサ小金井102
事業所名：訪問看護ステーション ベすと
(指定番号 1364190015)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】

氏 名_____印

【代理人】

氏 名_____印（続柄 _____）

署名代行理由：